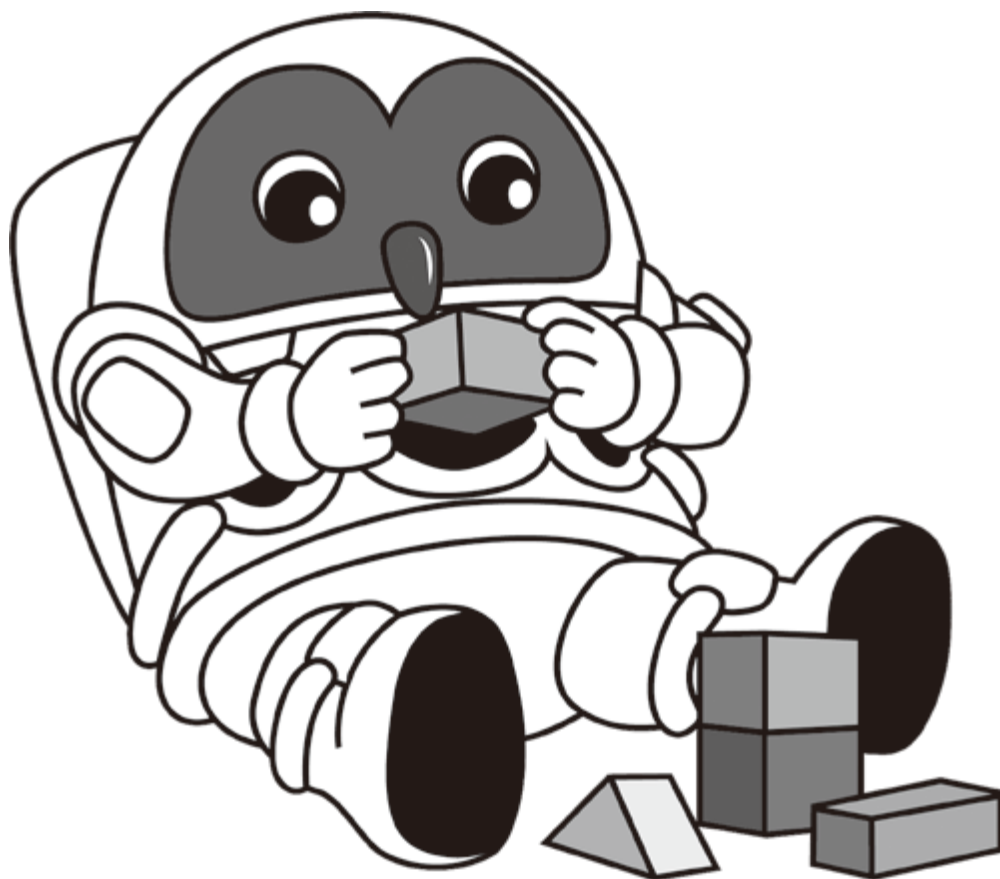


令和6年度(2024年度版)

保育所入所のご案内

(令和5年10月発行)



つくば市イメージキャラクター フックン船長

問合せ先



つくば市こども部幼児保育課入所入園係
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL 029-883-1111(内1532~1534、1553、1554)

つくば市役所ホームページ
(保育所について)



も く じ

● 保育所等とは	1
● 認定について	3
● 利用申込みについて	4
● 広域入所の手続きについて	9
● 申込み上の注意	10
● 申込・入所後に必要な手続き	12
● 利用者負担額（保育料等）について	13
● Q&A(よくある質問について)	16
● つくば市保育所等マップ	19
● 保育所等一覧	23

保育所等とは

保護者が働いている、又は疾病などのために、子どもを日中家庭で保育することができないとき、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業（以下「保育所等」という）で、毎日一定の時間、保護者に代わって保育するところです。

幼児教育のため、小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため、又は下の子どもの保育に手がかかるなどの理由では入所の対象となりません。これらの理由により子どもを預けたい場合は、幼稚園や一時預かりなど、他の保育サービスの利用をご検討ください。

市内にある認可保育所は、児童福祉法の基準に沿った入所定員、保育士数、施設の規模などにより運営されており、公立・私立ともに申込受付や入所の決定、利用者負担額（保育料）の徴収などはつくば市が行います。

また、市内にある認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設です。1号認定（幼稚園部分）の入園は、直接施設にお申し込みください。2号・3号認定（保育所部分）の申込受付や入所の決定はつくば市が行いますが、保育料の徴収は施設で行います。

地域型保育事業は、つくば市では小規模保育事業のみとなり、認可保育所より少人数で0～2歳児の子どもの保育を行います。申込受付や入所の決定はつくば市が行いますが、保育料の徴収は施設で行います。

保育年齢

◆令和6年度（2024年度）クラス年齢表 クラスは令和6年（2024年）4月1日現在の年齢で決まります。

クラス区分	生年月日	最長利用期間(就学前)※
0歳児	令和5年（2023年）4月2日～	令和12年（2030年）3月31日まで
1歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日	令和11年（2029年）3月31日まで
2歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日	令和10年（2028年）3月31日まで
3歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日	令和9年（2027年）3月31日まで
4歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日	令和8年（2026年）3月31日まで
5歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日	令和7年（2025年）3月31日まで

※小規模保育事業を利用する方は、子どもが2歳児になる年度の年度末で卒園となります。

令和6年度入所申請の注意点

- (1) 電子申請でのみ、入所申込ができます。**窓口や郵送での申込はできません。**
※特別な事情等により電子申請が困難である場合は、幼児保育課へご相談ください。
- (2) 送迎可能な保育所にお申込みください。見学をしなくても申込みはできますが、事前に希望施設の見学をおすすめします。
- (3) 事前にP6の申込必要書類をご準備したうえで、電子申請してください。
- (4) 転出入を伴う入所申込については、入所を希望する施設の所在地自治体へ直接行う必要があります。詳細はP9の広域入所の手続きについてをご参照ください。
- (5) 4月入所申込受付期間
第1次：令和5年11月1日（水）～令和5年11月20日（月）16：30
第2次：令和5年11月21日（火）～令和6年2月13日（火）16：30
電子申請 URL：<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/kosodate/hoikujo/index.html>



公立保育所の新耐震基準を満たさない施設を整備していきます

つくば市では、良好な保育環境を確保するため、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない9つの公立保育所（上境、稲岡、上ノ室、上広岡、上横場、高見原、城山、岩崎、小田）を建て替えるなど、安全性を最優先に考え、建物の耐震性能の低い順に、2025年度末を目処に施設を整備していく予定です。

● 9 保育所の整備方針および整備スケジュール

保育所名	方 針	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
上 境	私立保育所に移管	移管	2024年度～ 私立保育所で保育開始		
稲 岡	私立保育所に移管		移管	2025年度～ 私立保育所で保育開始	
上ノ室	2 保育所を統合し、 私立保育所に移管		移管	2025年度～ 私立保育所で保育開始	
上広岡					
上横場	私立保育所に移管			移管	2026年度～ 私立保育所で 保育開始
高見原	2 保育所を統合し、 私立保育所に移管			移管	2026年度～ 私立保育所で 保育開始
城 山					
岩 崎	岩崎幼稚園跡地に 公立で建替え	建替	2024年度～ 建替後の公立保育所で保育開始		
小 田	他公立保育所に移管			廃止	2026年度～ 他の公立保育所 で保育開始*

※令和6年度入所の方で、小田保育所の1歳児クラス～3歳児クラスに入所した方は、令和8年度に北条、大穂保育所を中心とした北部の公立保育所にて受け入れ予定です。なお、受け入れ先は希望に沿えない可能性があります。

●よくある御質問

Q1：なぜ、公立保育所を私立保育所に移管するのですか？

A1：つくば市では、人口増、保育ニーズの多様化に対応しつつ、新耐震基準を満たさない9保育所の安全性確保を最優先とし、短期間で整備を完了するため、私立保育所へ移管していきます。なお、私立保育所は、実績のある社会福祉法人や学校法人等を予定しています。

Q2：9保育所の園児募集は今後どうなりますか？

A2：移管年度までは、建物の安全性を確保しつつ通常の募集を実施していきます。

Q3：新園への園児の受け入れはどのように行われますか？

A3：移管対象の公立保育所から、移管後の新設園の開園に合わせて移っていただきます。なお、移管前の転所につきましては、通常の転所と同様の扱いを予定しております。

Q4：途中で保育所が変わることによる子どもの負担はありませんか？

A4：移管する私立保育所が決まり次第、引継ぎ保育を実施し、公立の保育士と移管先の私立保育所の保育士が合同保育を行うなど保育環境を変えない配慮を行う予定です。また、移管後も定期的に相談や支援を行っていく予定です。

Q5：新耐震基準を満たしていないが、子どもが生活していて危険ではないですか？

A5：平成29年度に、耐震診断結果報告書で指摘を受けた不良箇所のうち、簡易的かつ応急的な修繕が可能な部分については、各施設1か所の修繕工事を実施しました。また、日常的に点検及び、必要な修繕を行って安全な保育環境整備に努めていきます。

認定について

1 教育・保育給付認定とは

- 保育所等及び新制度へ移行した幼稚園に入所（園）を希望される方は、市から**教育施設・保育施設を利用する資格があること**の認定を受ける必要があります。この認定を「教育・保育給付認定」といいます。
- 保育所等の入所申込書と教育・保育給付認定申請書は一体となっており、まとめて手続きを行います。
- 入所の内定、保留にかかわらず、申請をした方全員に「支給認定証」が交付されます。「支給認定証」はご自宅で保管ください。

2 認定の内容

認定内容には、認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由、認定期間の4つの項目があります。

①**認定区分** 子どもの年齢と、利用施設による区分です。

認 定	利用施設	対象年齢
1 号	教育施設利用	満 3 歳以上の幼稚園児
2 号	保育施設利用	3 歳の誕生日の前日から小学校就学前日まで
3 号		0 歳から 3 歳の誕生日の 2 日前まで

②保育必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a「保育標準時間」認定＝最長 11 時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
- b「保育短時間」認定＝最長 8 時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

③保育事由

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量
就 労	小学校就学前まで	保育標準時間：就労(学)月120時間以上 保 育 短 時 間：就労(学)月120時間未満 父母のうち就労(学)時間が短い者に準じます。
学 生	卒業予定日まで	
介護・看護	診断書等の期間まで	保育標準時間 又は 保育短時間
疾病・障害		
妊娠・出産	産前 6 週（多胎妊娠は産前 10 週）から 産後 8 週経過日の翌日が属する月の末日まで	
災 害 復 旧	必要と認められた期間まで	
育 児 休 業	育児休業終了日まで ※入所後に育児休業を取得した場合に限る	保育短時間
求 職 活 動	求職活動開始又は入所日から 3 か月まで	
そ の 他	※幼児保育課にご相談ください	

就労時間・送迎時間・その他の事情を考慮して決定します。

認定有効期間内のみ、教育・保育施設を利用することができます。

保育標準時間の対象者は、保育短時間の認定を選択することも可能です。

※**妊娠・出産の事由で入所した場合は、期間入所となります。**詳しくは P6 ※1をご覧ください。

利用申込みについて

1 申込みから利用までの流れ（令和6年度入所）

1 認定・施設利用申込

- 通所可能な保育施設をお申込みください。見学をしなくても、申込みはできますが、希望施設の見学をすることをおすすめします。
- 申込受付期間は、P5 をご参照ください。

2 利用調整（選考）

- 保育の必要度や施設の空き状況等により、利用調整（選考）を行います。
- 先着順ではありません。

3 選考結果の交付 毎月選考結果は17日頃に発送します。

- 利用調整（選考）の結果を郵送にてお知らせします。
- 第1～第3希望の施設が入所保留となった方で、申請時に第1～第3希望の施設以外で空きのある施設の紹介を希望した場合、初回のみ「希望外保育施設のご案内」が届きます。ご案内に沿って申請期限までに電子申請にてお申込みください。（選考の結果、希望外保育施設も入所保留となる場合があります）
- 選考結果に関する電話でのお問い合わせには原則お答えできません。

4-1 「入所内定」の場合

- 「入所内定書」が届きます。入所月の前月末までに、内定した施設との面接・健康診断を受けます。
- 面接終了後、施設からの報告を受けて、「入所承諾書」と「利用者負担額（保育料等）決定通知書」を送付します。
※「求職活動」「妊娠・出産」など認定期間が決まっている事由で認定されている方は、認定期間が終了すると退所となります。

4-2 「入所保留」の場合

- 「入所保留通知書」が届きます。（初回だけ郵送）
- 2回目以降の「入所保留通知書」、「希望外施設のご案内」の発行を希望する場合、幼児保育課へご連絡ください。
- 令和7年3月入所までは毎月利用調整（選考）の対象となります。
※入所保留（待機）中の選考は、初月の申請内容に基づき行われます。そのため、申請時と状況が変わった（退職、転職、休職、妊娠など）際は、すぐに変更内容を届け出てください。
※お申込みを取り下げの場合は、締切日までに「保育施設入所申込取下げ届」を幼児保育課にご提出ください。

※**選考方法**（つくば市ホームページにある「つくば市保育所入所基準表」をご覧ください）

- (1) 基準指数に調整指数を加減算し、合計指数を求めます。
- (2) 合計指数の高い児童から順に選考します。
- (3) 合計指数が同一の場合、設定された優先順位表での優先順位が高い児童から順に選考します。
- (4) 優先順位が同一の場合、施設の希望順位が高い児童から順に選考します。
- (5) 施設の希望順位でも順位が同一だった場合、抽選により選考します。



2 申込受付期間

(1) 4 月入所の申込み

	受付期間	結果通知
第 1 次申込	令和 5 年 11 月 1 日 (水) ～ 令和 5 年 11 月 20 日 (月) 16 時 30 分	令和 6 年 2 月 7 日頃予定 (通知時期は つくば市ホームページにて公開します)
第 2 次申込	令和 5 年 11 月 21 日 (火) ～ 令和 6 年 2 月 13 日 (火) 16 時 30 分	令和 6 年 3 月 7 日頃予定 (通知時期は つくば市ホームページにて公開します)

※第 1 次申込の選考で入所保留となった場合は、結果通知は発行されず、第 2 次申込の選考の対象となります。(改めてお申込みをする必要はございません。) 希望保育所を変更する場合は、第 2 次申込の受付期間中に行ってください。入所保留通知書の発送は第 2 次申込の選考後となります。

※第 1 次申込の選考で入所内定となった場合で、第 2 次申込の選考を希望される場合は、改めてお申込みが必要です。

※第 2 次申込の選考後 (2 月下旬予定)、**第 1 ～第 3 希望以外で空きがある施設の通知を行います。**(4 月入所申込者かつ希望者に限る)

(2) 4 月以外の申込み ※各締切日のみ 16 時 30 分に受付終了します。

入所希望月	申込期間 (必着)	入所希望月	申込期間 (必着)
5 月	令和 6 年 3 月 6 日 (水) ～令和 6 年 4 月 5 日 (金)	11 月	令和 6 年 9 月 6 日 (金) ～令和 6 年 10 月 7 日 (月)
6 月	令和 6 年 4 月 6 日 (土) ～令和 6 年 5 月 7 日 (火)	12 月	令和 6 年 10 月 8 日 (火) ～令和 6 年 11 月 5 日 (火)
7 月	令和 6 年 5 月 8 日 (水) ～令和 6 年 6 月 5 日 (水)	1 月	令和 6 年 11 月 6 日 (水) ～令和 6 年 12 月 5 日 (木)
8 月	令和 6 年 6 月 6 日 (木) ～令和 6 年 7 月 5 日 (金)	2 月	令和 6 年 11 月 6 日 (水) ～令和 7 年 1 月 6 日 (月)
9 月	令和 6 年 7 月 6 日 (土) ～令和 6 年 8 月 5 日 (月)	3 月	令和 6 年 11 月 6 日 (水) ～令和 7 年 2 月 5 日 (水)
10 月	令和 6 年 8 月 6 日 (火) ～令和 6 年 9 月 5 日 (木)		

※空き状況については、入所希望月の前々月 29 日頃につくば市ホームページで公開します。

4 月入所申込の注意

- (1) 公立保育所に内定した方は、内定書に同封した「入所前乳幼児身体検査票」に記入の上、指定された医療機関で健康診断を受けていただきます。その後保育所で面談を行い、集団保育が可能であれば入所承諾となります。私立保育園等に内定した方は、内定した園によって対応が異なりますので内定書の同封書類をご確認ください。
- (2) ならし保育 (P10 参照) は入所日から始まるため、**4 月入所の場合、3 月からのならし保育はできません。**また、4 月の入所日は施設により異なるため、事前に施設への確認が必要です。
- (3) 復職日または就労開始日が 5 月中の方は 5 月入所でのお申込みとなります。5 月 1 日に復職または就労開始であっても、5 月 1 日からの入所となります。5 月入所の場合、4 月からのならし保育はできません。6 月以降の入所も同様です。
- (4) 第 2 次申込受付期間までに申込みをされていない方は、4 月中の入所はできません。
- (5) 出産予定日が令和 6 年 3 月 4 日まで、かつ、出生後つくば市に住民登録する予定の子どもに限り、出生前の申込みが可能です。ただし、実際の出産日が令和 6 年 3 月 5 日以降となった場合、4 月中の入所は取消しとなり、別途 5 月入所の申込みが必要ですので、ご注意ください。
- (6) 就労 (採用内定済) で申込みをされた方は、4 月中に就労証明書 (証明日が就労開始日以降のもの) をご提出いただき、教育・保育給付認定の変更申請 (P12 参照) を行ってください。
育児休業中で申込みをされた方は、4 月中に復職し、復職後 1 か月以内に就労証明書 (復職年月日が記入されており、証明日が復職日以降のもの) を提出してください (電子申請から提出可能)。
求職活動で入所した方は、入所日から 3 か月以内に就労し、就労証明書をご提出いただき、教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。
- (7) 申込みの取下げ忘れが多発しています。一度申込みをすると、入所希望月の属する年度末までは、取り下げない限り内定となるまで選考されますのでご注意ください。

3 申込必要書類 ※電子申請での画像添付による提出。鮮明なものをご用意ください。

(1) 保育にあたれない証明書（原則として父母ともに必要）

- ※ 18 歳以上 65 歳未満の同居者の方も必要です（学生を除く）。
 ※ **証明書は、証明日が申込日から 3 か月以内のものをご用意ください。**
 ※ ●印が付いた書類は、つくば市指定の書式（つくば市ホームページからダウンロード可能）でご提出ください。



[保育所入所に関する申請書]
 ◀書類はこちらのページから
 ダウンロードできます。

最低就労（就学）時間：月 60 時間以上(①～⑥の場合))

保護者の状況等	必要書類	その他事項
①就労者の場合	●「就労証明書」	転職予定の方は転職前の就労 先の証明書も必要です。
②育児休業中の場合	●「就労証明書」	入所申請時には、育休期間等を明 記した証明書をご提出ください。 復職後 1 か月以内に再度「就労証 明書（復職年月日が記入されており、 証明日が復職日以降のもの）」をご提 出ください。
③採用内定者の場合	●「就労証明書」	入所後 1 か月以内に再度「就労証 明書（証明日が就労開始日以降のも の）」をご提出ください。
④自営業従事者の場合	① ●「就労証明書」 ② 「開業届の写し」又は 「確定申告書（第一表、第二表）の写し」	①、②ともに必要です。
⑤農業従事者の場合		①、②ともに必要です。
⑥学生の場合 ※学生とは、国公立又は学校法 人の運営する学校等の学生を いいます。	「在学証明書（所属機関の様式）」及び ●「カリキュラム」 ※在学証明書は在学年が判るものが必要です。 ※自宅学習（放送大学、通信制大学を含む）は認められません。 ※国公立又は学校法人の運営する学校に限ります。	月 60 時間以上の在籍が 条件です。
⑦疾病者の介助の場合※ 2	① ●「診断書（介護）」又は介護保険被保険者証の写し ② ●「看護等状況申告書」	①、②ともに必要です。 月 60 時間以上の介助が条件 です。
⑧病気・障害がある場合※ 2	●「診断書（本人）」又は身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書などの写し	
⑨出産の場合※ 1	母子健康手帳の写し (保護者氏名及び出産予定日が記載されたページ)	
⑩災害復旧※ 2	り災証明書等	災害状況がわかるもの
⑪虐待や DV のおそれ	幼児保育課にご相談ください。	
⑫求職中または事業準備中で 就労後児童の保育ができない 場合	●「求職活動に関する申立書」 ※入所後 3 か月以内に、就労を開始し、就労証明書等を提出し ない場合は、退所になります。	ハローワークを利用中の方は ハローワークの「受付票」を ご提出ください。

- ※ 1 ⑨の方は産前 6 週から（多胎妊娠の場合は産前 10 週から）のお預かりとなり、産後 8 週経過日の翌日が属する月の末日で退所と
なります（「期間入所」といいます）。
 継続して入所を希望する場合は、再度入所申込みをしてください。

(例) 令和 6 年 8 月 19 日 (月) が予定日の場合、認定期間は産前 6 週の 7 月 8 日 (月) から産後 8 週経過日の翌日 10 月 14 日 (月)
 が属する月の末日である令和 6 年 10 月 31 日 (木) までです。
 出産日はずれた場合は、産後の期間を計算しなおして認定します。出産日により退所日が早まる場合がありますので、**出産後は
必ず幼児保育課にご連絡してください。**

- ※ 2 ⑦、⑧、⑩でお申込みの方は診断書等の期間内での認定となります。介護や入院・災害復旧等が長引く場合は、認定期間内に
再度新しい期間が記載された診断書等の提出が必要です。

- ※ 3 ⑨以外の理由でお申込みの方で当初の入所希望月に入所できず、入所保留中に入所日が産前産後の期間にかかるようになった
場合は、⑨の方と同様に産後 8 週の翌日が属する月の末日で退所となります。育休を取得せずすぐ復職するなど引き続き保育所
利用が必要な方はご相談ください。

(2) 必要な方のみ提出する書類① (単身赴任の方、ひとり親の方、外国人の方、入所保留希望を変更する方)

保護者の状況等	必要書類
茨城県外で単身赴任をしている	公共料金の請求書、賃貸契約書等の写しなど、県外での居住の実態の分かるもの (名前と居住地が記載されていないものは無効)
離婚はしていないが、 別居中かつ離婚調停中	協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状、 家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等のいずれか (提出がない場合はひとり親の点数になりません)
両親又は申請児童が外国籍の世帯	○在留カードをお持ちの場合※有効期限内であるもの 在留カードの写し (全員) または住民票 (全員) ○在留カードをお持ちでない場合 ・特別永住者証明書の写し (全員) または住民票 (全員) ・資格外活動許可証の写し (在留資格が「留学」または「家族滞在」などで就労する場合は、資格外活動の許可が必要です。許可を受けていない場合は、受付できません。)
入所保留を希望していたが、入所希望に変更したい方 (20 点の減点を解除して選考します)	入所保留希望解除申請書

(3) 必要な方のみ提出する書類② (入所申請時につくば市に住民登録がない方 (単身赴任も含む))

市民税の課税状況等により保育料等の算定を行います。また、書類が不足する場合は選考で不利となり、保育料等が市階層区分「13」(P15 参照) として算定される場合がありますので、以下に該当する方は提出してください。

令和 6 年 4 月から 8 月までの入所申請で 令和 5 年 1 月 1 日につくば市に住民登録がない方	令和 5 年 1 月 1 日住所地の市区町村発行の「令和 5 年度市区町村 民税課税 (非課税) 証明書」
令和 6 年 9 月以降の入所申請で 令和 6 年 1 月 1 日につくば市に住民登録がない方	令和 6 年 1 月 1 日住所地の市区町村発行の「令和 6 年度市区町村 民税課税 (非課税) 証明書」

※海外在住等により課税証明書が用意できない場合は、幼児保育課にご相談ください。

(4) 必要な方のみ提出する書類③ (保育料等の軽減を受けるための書類)

以下に該当する場合、保育料等について軽減が受けられる場合があります。申込み時に提出できない場合には、入所開始日までにご提出ください。課税状況によっては、軽減が適用にならない場合があります。詳細は幼児保育課にお問い合わせください。

1. 別世帯に入所児童の 18 歳未満のきょうだいがいる場合 【多子軽減の適用】 (生計を一にしている場合に限り)	別世帯きょうだいの住民票の写し
2. 児童扶養手当又はつくば市母子家庭等児童福祉金を受給している場合【軽減世帯の適用】	各種受給者証の写し
3. 同一世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる場合 【軽減世帯の適用】	各種手帳の写し (特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給者証でも可)
4. 離婚調停中の方 【ひとり親としての算定の適用】 (住民票上、別住所となっている場合に限り。)	協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状、 家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等 ※書類を提出した月又は住民票を別にした月のいずれか遅い月の翌 月から適用します。
5. 生活保護を受給している場合	受給者証の写し

4 申込方法

※電子申請でのみ、入所申込ができます。**窓口や郵送での申込はできません。**

特別な事情等（日本語を読むことが困難な場合、端末に問題がある場合など）により電子申請が困難である場合は、幼児保育課へご相談ください。

(1) 「マイナンバーカード（代表保護者）」+「パソコン」+「マイナンバーカードの読み取りに対応している IC カードリーダーをお持ちの方」

「いばらき電子申請・届出サービス（つくば市）」にアクセスし、申込様式に入力（要利用者登録）後、IC カードリーダーで個人認証を行い、送信してください。

(2) 「マイナンバーカード（代表保護者）」+「マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォン」をお持ちの方

「いばらき電子申請・届出サービス（つくば市）」にアクセスし、申込様式に入力（要利用者登録）後、マイナンバーカードの認証に対応しているスマートフォンで個人認証を行い、送信してください。

(3) (1)、(2) 以外の方（マイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードは持っているが読み取りできない機器を持っていない方、マイナンバーを読み取りできない方）

- ① 「いばらき電子申請・届出サービス（つくば市）」にアクセスし申込様式に入力（要利用者登録）後、送信してください。
- ② 「個人番号（マイナンバー）記入用紙」（つくば市ホームページよりダウンロード可能）に代表保護者の本人確認書類（※別表1・2）を貼り付け、幼児保育課へ郵送してください。

（別表1）個人番号（マイナンバー）の確認のための書類（いずれか1つ）

①マイナンバーカード（裏面） ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写し ※個人番号通知書は不可

（別表2）本人であることを確認する書類 ※代表保護者のもの

次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認	左記①～⑦による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認（⑧～⑫の組み合わせが必要）
①マイナンバーカード（表面）	⑧被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合）
②運転免許証、運転経歴証明書	⑨児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
③住民基本台帳カード（写真付きのもの）	⑩年金手帳
④旅券（パスポート）	⑪学生証（写真付きのもの）
⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	⑫官公署等が発行した身分証明書（写真付きのもの）
⑥在留カード、特別永住者証明書	
⑦官公署等が発行した資格証明書（写真付きのもの）	

※添付ファイルに不備がある場合（画像不鮮明、電子ファイルのパスワードロックなど）は書類不備として求職活動扱いとなり、指数が低くなる場合がありますので、ご注意ください。

※電子申請に添付する証明書類（就労証明書等）の有効期間は証明日から起算して3か月以内となります。証明日の古いものは無効となり、指数が低くなる場合がありますので、ご注意ください。



[保育所入所電子申請による申込みについて]

◀電子申請の概要については、こちらのページのご案内をご参照ください。

広域入所の手続きについて

※「広域入所」とは、住所を有する市区町村以外の市区町村に所在する保育所等へ入所することをいいます。

1 つくば市に転入予定の方

(1) 申込み先 つくば市幼児保育課（電子申請）

(2) 必要書類 P6 3 参照

(3) 注意事項

○入所月の前月末日までにつくば市に住民票を異動し、幼児保育課へ御連絡ください。

○入所月の前月末日までにつくば市に住民票を異動できない場合、入所取消となります。

○入所内定の場合、入所内定書が届きますが、入所保留の場合、入所保留通知書が届きます。

○転入前の市区町村にて保育所等を利用している場合や、つくば市以外の市区町村の保育所等への入所を併願する場合は、別途手続きが必要となることがありますので、必ず転入前市区町村の保育所担当課へご確認ください。

2 市外からつくば市の保育所への申込み（つくば市に転入せず市外から通う方）

(1) 申込み先 お住まいの市区町村の保育所担当課窓口

(2) 必要書類 (ア) お住まいの市区町村の申込様式一式

(イ) 広域入所確認シート（つくば市ホームページからダウンロード可能）

(3) 注意事項

○入所期間は最長で年度末までです。翌年度も入所を希望する場合は、選考を行うため再度申込みをしてください。

○0歳児クラスの受入れは行っておりません。（市内の認可保育施設に勤務する保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師の子ども、年度途中で転出し、市内の認可保育施設を継続利用する場合を除く）

○「就労」・「就学」の事由でお申込みの場合、つくば市の最低就労（就学）時間：月60時間以上を満たすことが必要です。

3 市外への申込み（つくば市から転出する方）

(1) 申込み先 転出先市区町村の保育所担当課

(2) 必要書類 転出先市区町村に事前にご確認ください。

(3) 注意事項 つくば市幼児保育課では受付を行っておりません。この旨を転出先市区町村にお伝えください。

4 市外への申込み（転出せずつくば市から通う方）

(1) 申込み先 つくば市幼児保育課窓口

(2) 必要書類 つくば市の申込書類及び保育所所在地市区町村での必要書類

(3) 注意事項 ○入所期間は最長で年度末までです。翌年度も入所を希望する場合は、選考を行うため再度申込みをしてください。

○必要書類、締切日及び受入可能年齢を申込み先に必ず確認し、締切日の7日前にはお申し込みください。

○認定こども園に入所している方で、1号認定から2号認定に切り替える場合も申込みが必要です。

○電子申請、郵送申請では受付を行っておりません。窓口での申込みが必要です。

○選考結果はつくば市から電話等により通知いたします。

申込み上の注意

1 入所全般について

- (1) **令和5年度の入所申込みをしても令和6年度の入所については選考されません。別途申込みが必要です。**
- (2) 内定を辞退する場合は、「保育施設入所申込取下げ届」を提出（電子申請可）してください。**内定を辞退すると申込みも取下げとなるため、翌月以降も選考を希望する場合は、再度申込みが必要です。**なお、取下げをした場合には入所保留通知書は発行されませんのでご注意ください。
- (3) 申込書類を提出後、希望保育所を変更する場合、締切日までに申請（電子申請可）してください。
- (4) 内定になった場合でも、面接や健康診断で集団保育が難しいと判断された場合は、入所の承諾ができないことがあります。また、病気や障害の程度によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただいたり、受入体制が整うまで入所をお待ちいただいたりする場合があります。なお、診断書等に記載された事項を内定した施設に情報提供させていただく場合があります。
- (5) **産前産後による期間入所の方は、育児休業取得による入所期間の延長はできません。**
- (6) **下の子の育児休業取得中に、復職しないで上の子の入所申込みを行うことはできません。**
- (7) **原則、入所日は入所月の1日となります。**（育児休業明けの場合、入所日は復職日がある月の1日となります）
- (8) 申込みを取り下げる場合は、締切日までに「**保育施設入所申込取下げ届**」（ダウンロード可）を必ず提出（電子申請可）してください。取下げ届がない場合は、継続して選考を行います。
- (9) 転所申込の方が転所先の内定を辞退した場合、元の保育所には戻れず退所となります。元の保育所には基本的に別の方が入所します。
- (10) 申込み後、保育にあたれない状況、家庭状況等に変更があった場合はその都度、証明書の提出あるいはご連絡をお願いします。
- (11) 入所後につくば市外へ転出された場合、転出月で退所となります。つくば市外へ転出後も継続して利用を希望する場合は、お手続きが必要です（P9 2 参照）。
- (12) **育児休業から復職する際、以下の①～④に該当する場合は入所取消（退所）になります。**
 - ① **育児休業取得前に就労していた勤務先を退職した場合（転職により入所月の月末までに就労開始できる場合を除く）**
 - ② **入所月の月末までに復職をしない場合**
 - ③ **復職後に育児休業取得前の就労日数または時間が短くなる（育児短時間は除く）場合※転職した場合も同様**
 - ④ **復職後の派遣先が未定で復職できない場合****また、有給休暇、子どもの体調不良によるお休み等で、実質的に入所月の月末までに復職しない場合も認められません。**
- (13) 保護者が市内の認可保育施設に勤務する看護師である場合、選考の際指数が加算されるため、就労証明書の備考欄に市内の認可保育施設に勤務している旨をご記載ください。

2 ならし保育について

乳幼児は環境や生活の急激な変化に適応しにくいものです。分離不安、恐怖心、心身の疲労を和らげ、徐々に集団生活に慣らすため、ならし保育（短時間の保育）を実施している場合があります。新入児（転所を含む）の入所後平日5日間を目安としていますが、詳細は施設により異なります。ならし保育を実施する場合、入所直後から長時間預けることができない場合がありますので、ご注意ください。

※5日間は目安ですので、子どもの状況により期間を延長する場合があります。

※ならし保育を入所月の1日より前に行うことはできません。

3 特別な配慮が必要な可能性のある子どもについて

◎特別な配慮が必要な可能性のある子どもとは、言葉や身体面で支援が必要になる可能性のある子ども（療育手帳や診断書の有無にかかわらず、発達がゆっくりな子どもも含みます）、病気・障害のある子どもをいいます。補聴器や眼鏡などの脱着が必要な子どもも対象となります。

◎ご家庭の状況とは異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育施設では子どもに合わせた配慮が必要となる場合があります。内定した場合でも、受入体制が整うまで入所をお待ちいただくことがあります。

◎お申込みの前に希望施設に見学・相談を行うことをおすすめします。

◎医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養、導尿など）の必要な子どもの入所につきましては、事前に幼児保育課へのご相談や書類のご準備が必要です。詳細はつくば市ホームページをご確認ください。



[公立保育所における医療的ケア児の受け入れ]

4 入所後に出産し、育児休業を取得する方

◆就労中に入所後、出産し、育児休業を取得する場合、所定の期間内であれば継続入所することができますが、それ以降は復職しなければ継続入所することはできません。

◆**育児休業対象の子どもが満1歳になる時点で、入所中の子どもが0～2歳児クラスに在籍中の場合**

育児休業対象の子どもが1歳の誕生日を迎える年度の年度末（3月末日）まで、上の子どもを保育所に入所させることができます。それ以降は復職しなければ入所することはできません。

◆**育児休業対象の子どもが満1歳になる時点で、入所中の子どもが3～5歳児クラスに在籍中の場合**

育児休業取得期間にかかわらず、継続入所が可能です（復職することが条件であり、退職した場合は退所となります）。

◎継続入所が可能な期間

下の子誕生日	令和5年4月2日～令和6年4月1日（令和5年度生まれ）	
入所中の児童の誕生日 （令和6年度のクラス）	平成30年4月2日～令和3年4月1日 （3～5歳児クラス）	令和3年4月2日～ （0～2歳児クラス）
育児休業による継続入所可能期間	就学前まで	令和7年3月31日まで

◎注意事項

1. 産前産後休業中及び育児休業中に保育所の転所はできません。
2. 育児休業取得時に、育児休業期間を記入した『就労証明書』の提出と認定変更の手続きが必要となります。また、復職時には『就労証明書』（復職年月日が記入されており、証明日が復職日以降のもの）の提出と認定変更の手続きが必要となります。
3. 産前産後による期間入所の方は育児休業取得又は求職による入所期間の延長はできません。
4. 復職せずに退職した場合は上記の期間に関わらず退所となります。（退職と同時に転職する場合を除く。）

申込・入所後に必要な手続き

次のような場合、申請中・入所中を問わず必ず幼児保育課に届け出てください。認定内容や指数、保育料等が変更になる場合があります。

- (1) 居住地などが変わる場合（転出・転居、1 か月以上の出国、帰国、電話番号の変更など）
転出の場合は転出前に支給認定証をつくば市幼児保育課に返還してください。
- (2) 家庭内保育が可能となった場合（退職、病気全快、育児休業取得、その他）
支給認定証をつくば市幼児保育課に返還していただく場合があります。
- (3) 世帯状況が変わった場合
（氏名変更、家族の出生、死亡、離婚、別居、再婚、単身赴任、生活保護等世帯状況の変化）
- (4) 就労・就学状況が変化する場合（勤務先、日数、時間、カリキュラムの変更など）
- (5) 入所期間の変更（入所承諾期間満了前の退所、入所期間の延長）

退所手続きについて

保育所等に預ける必要がなくなった、つくば市外に転出する、転所するなどの理由により保育所等を退所される方は、退所日までに、「**退所届**」(つくば市ホームページよりダウンロード可能) を記入し、幼児保育課に提出してください。

転所手続きについて

転所申込には新規申込と同じ手続きが必要です。就労証明書等の有効期間は証明日から起算して 3 か月ですので、勤務内容に変更がなく、申込締切日が有効期間内の場合は、すでに提出していただいたものをお使いいただけます（証明日の古いものは無効となります）。転所の意思がなくなった時は、必ず申込みを取り下げてください。なお、転所後もならし保育を行います。

〈注意事項〉

※転所が決まった場合は、「退所届」を幼児保育課に提出して下さい。

※産前産後休業及び育児休業の期間中は、転所できません。休業明けに合わせて転所することは可能です。

※転所先の内定を辞退した場合、元の保育所には戻れず退所となります。元の保育所には基本的に別の方が入所します。

認定の変更について

※下の子が入所内定した際の、上の子の認定変更の手続きは不要です。

(1) 教育・保育給付認定の変更申請

保育必要量（標準時間・短時間）、保育を必要とする事由、認定期間等、現在受けている教育・保育給付認定を変更する必要がある場合は、変更が生じる日の前月末までに認定の「変更申請」を行ってください。（例：産前産後休業・育児休業を取得する、退職し求職活動を行う）

(2) 変更に必要な書類 ※①～③が全て必要です

①教育・保育給付認定変更申請書

様式は、幼児保育課及び公立保育所で配布しているほか、つくば市ホームページからダウンロードが可能です。

②支給認定証（変更前の内容）

変更後の新しい認定証と交換となります。紛失した場合は、その旨をお知らせください。

③保育にあたれない証明書（P6 参照）

変更が生じる日の前月末までに準備できない場合には、①及び②を先に提出してください。証明書は、後日すみやかに提出してください。

◎注意事項

- (1) 提出先 幼児保育課窓口（郵送可） ※事前に入所中の施設に変更内容をお伝えください。
- (2) 施設を利用する時間が変わるときは、必ず事前に施設に連絡してください。

利用者負担額(保育料等)について

1 利用者負担額(保育料等)のお支払いについて

保育料等は、原則として口座振替で納めていただいています。入所後 Web 口座振替受付サービス(一部金融機関未対応)への登録、もしくは口座振替依頼書を指定の金融機関に提出してください。納入忘れの少ない口座振替にご協力ください。

口座振替手続きをされない場合、各金融機関・コンビニエンスストア・QRコード決済・クレジットカード等でお支払いいただける納付書での納入となります。

※認定こども園・小規模保育事業をご利用の場合の手続きについては、各施設にお問い合わせください。

※児童手当からの徴収(天引き)も可能です。詳細は幼児保育課にお問い合わせください。

※4月入所者の利用者負担額等決定通知書は4月中旬頃に送付します。年度途中入所の方は前月末頃に送付します。9月分以降料金が変更になる方は8月中旬頃に送付します。



[利用者負担額(保育料等)]



[口座振替]

2 利用者負担額(保育料等)の滞納について

保育料等の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、安定した保育の運営を妨げる要因につながります。

保育料等を滞納した場合、財産(不動産、預金、給与等)差押等滞納処分の対象となります。



3 利用者負担額（保育料等）の算定について

利用者負担額（保育料等）は、両親の市民税所得割額の合計により決定します。（児童やその保護者を、他親族が税や健康保険の扶養としていた場合、もしくは他親族が実質的な家計の主宰者である場合は、その親族分の税額を合算して算定を行います。）

	4 月分～ 8 月分	9 月分～ 3 月分
算定根拠	令和 5 年（2023 年）度市民税所得割額 （2022 年 1 月～ 12 月の所得にかかるもの）	令和 6 年（2024 年）度市民税所得割額 （2023 年 1 月～ 12 月の所得にかかるもの）

※保育料等の算定に用いる市民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しないで計算します。未申告で市民税所得割額が不明の場合、保育料等が市階層区分「13」（P15 参照）として算定される場合があります。速やかに税申告もしくは税資料の提出の上、幼児保育課にご連絡ください。遡っての再算定は、現年度保育料までとなりますので、ご注意ください。

※世帯構成の変更（婚姻・離婚）、途中退所、兄弟姉妹の保育施設入（退）所・入（退）園、市民税額等が変更になった場合、必ず幼児保育課へ届け出てください。現年度保育料に遡って変更になる場合があります。

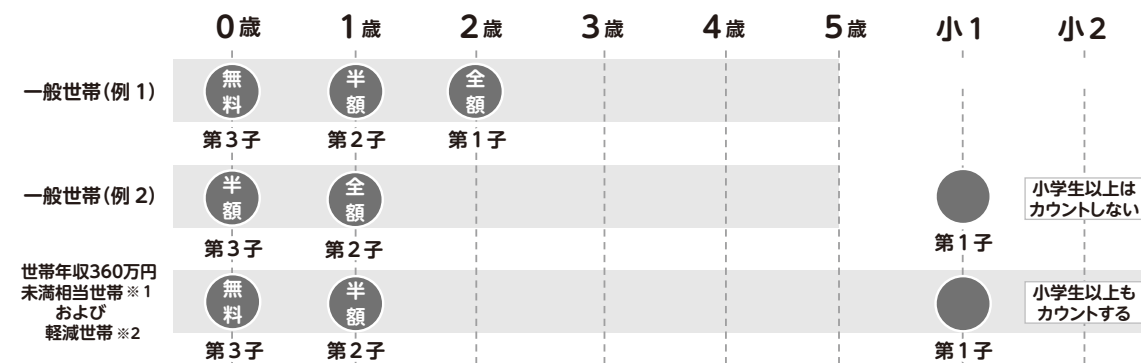
※**両親がともに非課税の世帯は、同一住所（別世帯含む）の祖父母等の市区町村民税を合算して保育料等算定に用いる場合があります。**

※親族以外の同居人がいる場合は、原則として、同居人の市区町村民税を合算して保育料等を算定します。

※月途中で退所された方は退所日までの日割計算を行います。欠席した分の保育料等については減額されません。

4 多子世帯への軽減について

きょうだいで保育所等（公私立幼稚園を含む）を利用する場合の利用者負担額（保育料等）は、最年長の児童から順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料となります。きょうだい数は、原則、保育所等及び認可外保育施設（企業主導型のみ）に入所中の児童のみでカウントしますが、世帯年収 360 万円未満相当世帯（※ 1）及び軽減世帯（※ 2）については、小学生以上もカウントします。



※ 1 市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯。

※ 2 ひとり親世帯、もしくは世帯員のいずれかが障害者手帳（療育手帳も含む）を持つ世帯のなかで、市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯が該当します。

5 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化により、3 歳児～ 5 歳児クラスに在籍する児童の保育料は無償です。また、世帯年収 360 万円未満相当世帯（※ 1）、軽減世帯（※ 2）及び、上の図のカウント方法を適用した結果第 3 子以降の児童は副食費（おかず、おやつなど）が免除になります。（主食費は免除になりません。）

6 利用者負担額（保育料等）早見表

(1) 3～5歳児クラスの利用者負担額

利用者負担額（保育料）	0 円
利用者負担額（副食費）	施設が定める額（※公立保育所は 4,500 円）
利用者負担額（主食費）	施設が定める額（※公立保育所は 1,200 円）

(2) 0～2歳児クラスの利用者負担額

国階層 区分	市階層 区分	階層定義		第1子 利用者負担額 (保育料)		第2子 利用者負担額 (保育料)		第3子以降 利用者負担額 (保育料)	
		市民税額等	きょうだい カウント	保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間
1	1	生活保護世帯	年齢制限なし	円 0	円 0	円 0	円 0	年齢・保育必要量・階層にかかわらず無償	
2	2	市民税非課税世帯		0	0	0	0		
	3	市民税均等割課税世帯 ひとり親世帯等		9,000 3,000	8,800 2,900	4,500 0	4,400 0		
3	4	48,600 円未満 ひとり親世帯等		12,000 5,000	11,700 4,900	6,000 0	5,850 0		
	5-1	48,600 円以上 57,700 円未満 ひとり親世帯等		14,000 7,000	13,700 6,850	7,000 0	6,850 0		
4	5-2	57,700 円以上 61,000 円未満 ひとり親世帯等		14,000 7,000	13,700 6,850	7,000 0	6,850 0		
	6-1	61,000 円以上 77,101 円未満 ひとり親世帯等		18,000 9,000	17,600 8,800	9,000 0	8,800 0		
	6-2	77,101 円以上 79,000 円未満	ひとり親世帯等のみ 年齢制限あり	18,000	17,600	9,000	8,800		
	7	79,000 円以上 97,000 円未満		21,000	20,600	10,500	10,300		
5	8	97,000 円以上 125,000 円未満		28,000	27,500	14,000	13,750		
	9	125,000 円以上 169,000 円未満		31,000	30,400	15,500	15,200		
6	10	169,000 円以上 234,000 円未満		40,000	39,300	20,000	19,650		
	11	234,000 円以上 301,000 円未満		45,000	44,200	22,500	22,100		
7	12	301,000 円以上 397,000 円未満		60,000	58,900	30,000	29,450		
8	13	397,000 円以上		78,000	76,600	39,000	38,300		

※階層定義の第1子～第3子以降のカウントは、P14 4 のカウント方法を適用した結果のものとなります。

※利用者負担額は、両親の市民税額（税額控除前所得割額）を基に算定します。市民税が未申告の場合は、最高階層（13階層）として算定します。

※上記の保育料等のほかに、施設によっては教材費や給食費・通園バス代等の実費徴収や上乗せ徴収がかかる場合があります。そのほかの費用については、各施設にお問い合わせください。

※ 2023 年 10 月時点の状況です。今後変更となる可能性があります。

1 入所について

Q 1 先着順で入所者を決めるのですか。

A 1 先着順ではありません。お申込みいただいた方の申込書の内容を点数化し、点数の高い方から選考します。詳しくは「利用申込みについて」(P4)をご参照ください。ただし、点数が同じ方がいる場合は、申請年度内で待機している月数が長い方が優先される場合があります。

Q 2 希望施設はいくつまで記入できますか。

A 2 3 園まで記入できます。ただし、3 園すべて記入しなくても申込みは可能です。

Q 3 空きのない保育所への申込みはできますか。

A 3 可能です。空きが 0 の場合でも、転所や退所等により枠ができる場合もあります。入所月の前々月 29 日頃に、つくば市ホームページで「保育施設空き状況」を公開していますが、空き状況の公開前でもお申込みは可能です。また、締切日までは希望施設の変更も可能です。

Q 4 見学の申込みはどこにすればよいですか。

A 4 希望施設に直接ご連絡をお願いします。

Q 5 申込みの度に就労証明書を用意しなくてはならないのですか。

A 5 入所申込日から 3 か月以内に発行された証明書であれば再度ご利用いただけます。

Q 6 現在は無職だが今後働きたいと思っています。仕事を探すために保育所を利用したい場合、保育所の申込みはできますか。

A 6 可能です。ただし、入所が内定した場合、入所日から 3 か月以内に就職し、就労証明書を提出してください。提出がない場合は退所となります。

Q 7 保育所と幼稚園との併願はできますか。どのような手続きをすればよいですか。

A 7 保育所と幼稚園の併願は可能です。保育所は、幼児保育課にお申込みください。また、幼稚園については、希望する園に直接お申し込みください。

Q 8 現在海外に居住しています。令和 6 年 3 月につくば市に引っ越すことになり、4 月からつくば市の保育所等に入所したいのですが、手続きはどのようにすればよいですか。

A 8 つくば市の申込み締切日までに、電子申請でお申込みください。
就労証明書や海外での収入がわかる書類が外国語で表記されているものについては、必ず日本語に翻訳した上でご提出ください。

Q 9 ならし保育は転所でも実施されますか。また、期間はどのくらいですか。

A 9 子どもは環境や生活の急激な変化に適応しにくい場合が多いので、徐々に集団生活にならすため、転所の方でもならし保育が必要となる場合があります。ならし保育は、入所後の平日 5 日間を目安としていますが、場合により延長となることもあります。ならし保育を実施する場合、入所(転所)直後から長時間預けることができない場合がありますのでご注意ください。

Q 10 障害児の優先入所枠はありますか。

A 10 ありません。選考の結果、内定になった場合でも、面接や健康診断で集団保育が難しいと判断された場合は、入所ができない場合があります。また、病気や障害の程度によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合や、受入体制が整うまで入所をお待ちいただく場合がありますので、お申込みの前に希望施設に見学・相談を行うことをおすすめします。

Q 11 入所内定を辞退した場合、今後の選考で不利になりますか。

A 11 点数の減算はありません。ただし、点数が同じ方がいる場合は、不利になる場合があります。
内定辞退により、選考作業が遅れる、本来内定できた方が内定できない等大きな影響が出ています。申込み前に、相談、施設の見学等を行い、十分にご検討した上でお申込みください。辞退の場合は、至急幼児保育課および内定した施設にご連絡ください。

Q 12 現在育児休業中で、0歳児と3歳児の子どもの保育所入所を申し込んでいます。3歳児の子のみが内定し、0歳児の子は保留になりました。0歳児の子の内定が出るまで復職を待ってもらうことはできるのでしょうか。

A 12 復職の延期はできません。3歳児のお子様の入所月に復職できなければ入所取消(退所)となります。0歳児のお子様は、認可外保育施設等の利用をご検討ください。

Q 13 現在、育児休業中です。保育所内定の連絡をもらいましたが、復職する際に気を付けることはありますか。

A 13 『復職』とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰することを指します。
以下の①～④に該当する場合は入所取消(退所)になります。
①育児休業取得前に就労していた勤務先を退職した場合(転職により入所月の月末までに就労開始できる場合を除く)
②入所月の月末までに復職をしない場合
③復職後に育児休業取得前の就労日数または時間が短くなる(育児短時間は除く)場合※転職した場合も同様
④復職後の派遣先が未定で復職できない場合
また、有給休暇、お子様の体調不良によるお休み等で、実質的に入所月の月末までに復職しない場合も認められません。

Q 14 2か月以上保育所を休む予定です。退所にはならないですか。

A 14 連続する2か月間で1日でも登所すれば退所にはなりません。欠席が長期間にわたり、保育の必要性がないと判断された場合は、退所になることがあります。なお、欠席した分の保育料等については減額されません。

Q 15 離婚前提で別居しているが、相手の「保育にあたれない証明書」は必要ですか。

A 15 離婚調停等を行っている場合はP7の書類を提出してください。提出できない場合は保育にあたれない証明書を提出してください。

Q 16 祖父母と同居しています。必要書類はありますか。

A 16 令和6年4月1日時点で65歳未満であれば、保育にあたれない証明書の提出が必要です(P6参照)。提出がない場合は、5点減点して利用調整します。

Q 17 つくば市と他市の施設を併願することはできますか。

A 17 可能です。ただし、併願不可としている自治体もありますので、申込先の市区町村に確認してください。両方内定が出た場合は、片方の内定を辞退してください。

Q 18 転出予定ですが、つくば市で入所している保育園を引き続き利用することはできますか。

A 18 次の①及び②を満たす場合、年度末まで継続入所が可能です。
①転出先市区町村で保育認定が出ること
②就労又は就学の場合、つくば市の就労(学)基準である月60時間以上を満たしていること。

2 認定について

Q 19 2号認定に該当する（保護者が働いている等）場合でも、1号認定を受けて幼稚園に通い、預かり保育を利用することは可能ですか。

A 19 可能です。預かり保育の利用は、直接施設にお申込みください。預かり保育を利用する場合、無償化の認定手続も必要ですので、預かり保育を利用する前に、幼児保育課にお越しく下さい。なお、公立幼稚園の預かり保育は、夏期休業等の長期休業期間中のみとなります。

Q 20 教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）のみを受けることはできますか。またその場合、どのような手続きが必要ですか。

A 20 可能です。教育・保育給付認定のみご希望の方は、以下の書類を幼児保育課窓口へ提出してください。

＜手続きに必要な書類＞（P6 参照）

- 1 教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書
- 2 保育にあたれない証明書

Q 21 認定証の有効期間が途中で切れているときはどうすればよいですか。

A 21 有効期間の延長を希望する場合には、原則有効期間終了の1か月前までに、以下の書類を幼児保育課にご提出ください。様式は、幼児保育課及び公立保育所で配布しているほか、つくば市ホームページからダウンロードが可能です。延長の手続きがない場合は、退所となります。

- 1 教育・保育給付認定変更申請書
- 2 保育にあたれない証明書

3 利用者負担額（保育料等）について

Q 22 保育料等を滞納した場合はどうなりますか。

A 22 保育料等を滞納し、督促に応じない場合、差押等滞納処分の対象となります。納入計画（分納・児童手当からの天引き等）についてはご相談に応じておりますので、幼児保育課にお問い合わせください。

Q 23 保育料等の支払いを忘れ、納付書の納期限が過ぎた場合は、どのように支払えばよいですか。

A 23 幼児保育課窓口または金融機関の窓口であれば、納期限が過ぎた納付書でもお支払いが可能ですので、早急にお支払いください。なお、コンビニでのお支払いをご希望の場合は、幼児保育課にお問い合わせください。

Q 24 口座の残高不足で保育料等の引き落としがされなかったときは、どうすればよいですか。

A 24 保育料等の振替ができなかった場合は、振替不能であることを確認した後に納付書を送付いたしますので、早急にお支払いください。納期限内であれば、コンビニ等でもお支払いが可能です。

Q 25 申込書に書いた代表保護者と保育料引き落とし口座との名義が異なっていますが、問題ないですか。

A 25 児童の保護者名義の口座であれば、問題ありません。

Q 26 利用者負担額（保育料等）以外にかかる費用はありますか。

A 26 施設により実費徴収される場合があります。詳細は施設へ直接お問い合わせください。

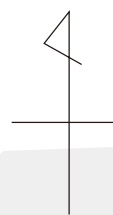
つくば市保育所等マップ

- ◆ 公立保育所
- ★ 私立保育園
- ♥ 認定こども園
- 小規模保育事業所

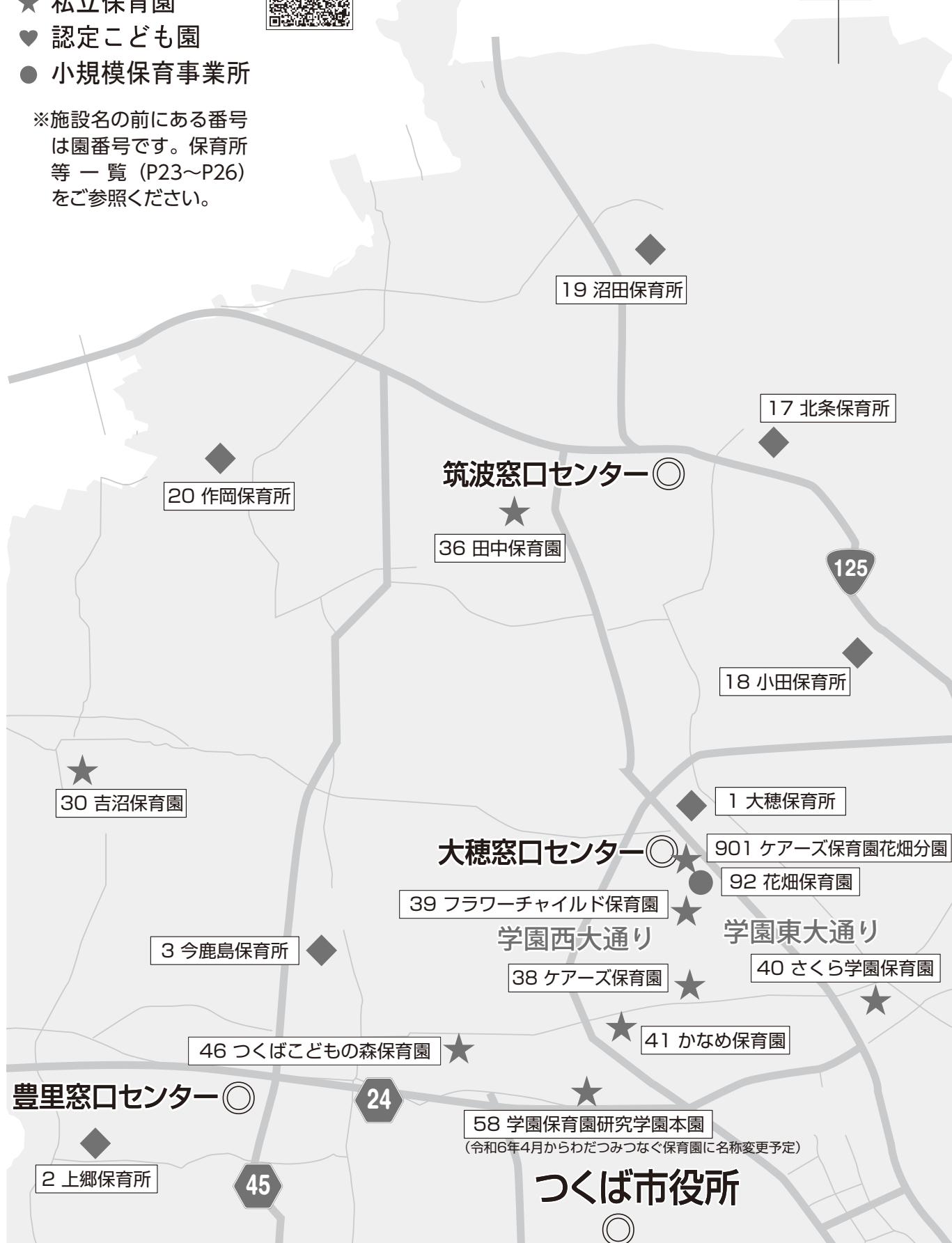


[子育て支援マップ]

N



※施設名の前にある番号は園番号です。保育所等一覧(P23~P26)をご参照ください。

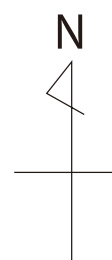






- ◆ 公立保育所
- ★ 私立保育園
- ♥ 認定こども園
- 小規模保育事業所

※施設名の前にある番号
は園番号です。保育所
等 一 覧 (P23～P26)
をご参照ください。



保育所等一覧

※ 0 歳児クラスの預かり時間は施設により異なる場合がありますので、施設にご確認ください。

公立保育所

園番号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	平日				土曜	
						開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
1	大穂保育所	大穂根3410番地	120	864-0174	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
2	上郷保育所	上郷2499番地	90	847-2124	1歳～5歳	7:30	18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
3	今鹿島保育所	今鹿島5087番地	90	847-5174	1歳～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
4	上横場保育所(※)	上横場1228番地	135	836-0394	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
5	真瀬保育所	真瀬582番地1	90	836-0162	6か月～5歳	7:30	18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
6	稲岡保育所(※)	稲岡195番地	60	836-5900	1歳～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
7	手代木南保育所	松代4丁目15番地1	120	851-9328	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
8	二の宮保育所	二の宮4丁目9番地1	140	855-5541	産休明け～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
9	松代保育所	松代2丁目21番地3	135	855-0710	産休明け～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
10	上ノ室保育所(※)	上ノ室2482番地	60	857-2061	1歳～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
12	上広岡保育所(※)	上広岡113番地1	70	857-4691	産休明け～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
13	竹園保育所	竹園3丁目18番地1	125	851-5766	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
14	並木保育所	並木4丁目2番地3	110	851-5333	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
15	吾妻保育所	吾妻2丁目5番地4	125	851-8142	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
16	桜南保育所	並木4丁目7番地2	135	855-6181	産休明け～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
17	北条保育所	北条79番地3	60	867-0142	6か月～5歳	7:30	18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
18	小田保育所(※)	小田2413番地	60	867-1199	1歳～5歳	7:30	18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
19	沼田保育所	沼田39番地3	90	866-0854	6か月～5歳	7:30	18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
20	作岡保育所	作谷1737番地1	60	869-0101	6か月～5歳	7:30	18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
21	高見原保育所(※)	高見原3丁目7番地11	60	873-0623	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
22	城山保育所(※)	高崎667番地	60	873-2841	1歳～5歳	7:30	18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
23	岩崎保育所(※)	下岩崎2116番地	90	876-0696	産休明け～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00

<注意事項>

- ・(※)の保育所については、つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針の対象となっています。今後のスケジュール等詳細は、ホームページ等でもご確認ください。
- ・満1歳未満の子供の保育時間は、7:45 から 18:00 までです。



[つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針]

私立保育所

園 番 号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	送迎 バス	平日				土曜	
							開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
25	アイリス保育園	上横場354番地10	141	839-3535	産休明け ～5歳		7:00	19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	19:00
26	かつらぎ第二保育園	荻間643番地1	110	875-9412	産休明け ～5歳		7:15	19:15	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	18:15
27	青い丘保育園つくば	小野崎594番地1	120	849-5130	産休明け ～5歳		7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	19:00
28	わかば保育園分園	みどりの1丁目28番3	30	836-8803	産休明け ～2歳		7:00	19:30	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	7:00	18:00
29	東平塚保育園	東平塚661番地1	90	851-2766	産休明け ～5歳		7:00	19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	19:00
30	吉沼保育園	吉沼1110番地1	180	865-0050	産休明け ～5歳	あり 満2歳の翌月	7:15	19:30	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:30	18:30
31	かつらぎ保育園	西大橋457番地2	190	856-1016	産休明け ～5歳		7:15	19:15	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	18:15
32	わかば保育園	谷田部2061番地	100	838-0808	産休明け ～5歳	あり 3歳児	7:00	19:30	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	7:00	18:00
33	島名杉の子保育園	下河原崎4番地208	130	847-6185	産休明け ～5歳		7:15	19:15	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	18:15
34	ひまわり保育園	真瀬1279番地	110	838-0432	産休明け ～5歳		7:30	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30
35	まつぼっくり保育園	大角豆2012番地668	120	851-7589	産休明け ～5歳		7:15	19:15	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	18:15
36	田中保育園	水守554番地1	150	867-0433	産休明け ～5歳		7:30	19:15	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30
37	九重保育園	上ノ室2113番地2	70	850-6660	産休明け ～5歳		7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	7:30	16:30
38	ケアーズ保育園	要元中根178番地	200	864-8800	産休明け ～5歳		7:15	19:30	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	18:15
39	フラワーチャイルド保育園	蓮沼220番地1	90	864-6464	産休明け ～5歳		7:15	19:15	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	18:30
40	さくら学園保育園	上野1302番地	380	863-0053	産休明け ～5歳		7:15	19:30	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:30	18:30
41	かなめ保育園	要174番地	170	877-7710	産休明け ～5歳		7:15	19:30	7:15～ 18:15	8:15～ 16:15	7:15	18:15
42	島名保育園	島名529番地3	120	847-9434	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	20:00
43	つくば国際白梅保育園	面野井55番地1	160	886-3300	産休明け ～5歳		7:00	19:00	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	7:00	18:00
44	青い丘保育園二の宮	二の宮4丁目4番地37	60	850-3310	産休明け ～5歳		7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30
46	つくばこどもの森保育園	沼崎3097番地1	120	847-1155	産休明け ～5歳		7:15	19:15	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	18:30
47	みどりの保育園	花島新田4番地26	90	879-9144	産休明け ～5歳		7:15	19:30	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	19:30
48	学園みらい保育園	島307番地	140	893-2807	産休明け ～5歳		7:00	19:30	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	18:00
49	つくばスワン保育園	西大井1733番地34	90	870-3371	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	9:00～ 17:00	7:00	20:00
50	つくばトッポンチーノ保育園	金田185番地1	60	893-4839	産休明け ～5歳		7:15	19:15	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	19:15
51	にじいろ保育園	大角豆961番地1	80	893-4602	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	20:00
56	つくば駅前保育園	吾妻1丁目8番地10 BiViつくば5F	60	893-5537	産休明け ～5歳		7:00	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:00	19:30
57	つくばどろんこ保育園	下平塚845番地1	90	896-7017	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	20:00
58	学園保育園研究学園本園 (令和6年4月からわたつみつなぐ保育園 に名称変更予定)	遠東788番地1	108	886-4158	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	7:00	20:00
59	わかばキラメキ保育園	花島新田15番地15	90	828-6760	産休明け ～5歳		7:00	19:30	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	7:00	18:00
60	万博公園どろんこ保育園	島名2578番地	90	846-3216	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	20:00
61	ははそノ森保育園	倉掛833番地3	108	828-8817	産休明け ～5歳		7:30	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30
65	つくばきらり保育園	面野井32番地1	90	846-7066	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:00	20:00
66	学園の森どろんこ保育園	遠東1007番地	90	869-8311	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	20:00
71	ははそノ森オリオリ保育園	みどりの中央18番地6	120	875-5007	産休明け ～5歳		7:30	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30
72	学園保育園研究学園駅前分園 (令和6年4月からわたつみつなぐ保育園 分園に名称変更予定)	研究学園5丁目5番地5 ルネッサンスつくば1F	12	869-8645	1・2歳児		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	7:00	20:00
75	ニチキッズみどりの中央 保育園	みどりの中央11番地8	60	839-2775	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	20:00
77	ぐっどふれんど保育園	島名2805番地3	110	886-3175	産休明け ～5歳	あり 満3歳	7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30

園 番 号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	送迎 バス	平日				土曜	
							開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
78	みらいのもり保育園	鬼ヶ窪1048番地103	90	886-8821	産休明け ～5歳		7:00	19:00	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	7:00	19:00
79	つくばスマイル保育園	みどりの2丁目17番地1	90	828-7788	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	18:00
80	南十字保育園	谷田部2318番地1	90	886-7373	産休明け ～5歳		7:15	19:15	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	18:15
85	木の間インターナショナル 保育園	倉掛877番地1	156	883-0056	産休明け ～5歳		7:30	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	19:30
86	しおどめ保育園つくば	下平塚412番地1	90	859-5555	1歳児～ 5歳児		7:30	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	19:30
87	流星台エンジェル保育園	流星台6番地7	90	875-9511	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:30～ 18:30	9:00～ 17:00	7:00	20:00
88	ニチキッズ東光台保育園	東光台3丁目16番地4	90	847-7105	産休明け ～5歳		7:30	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30
89	つくばさくら保育園	谷田部2417番地1	90	846-2356	産休明け ～5歳		7:00	19:30	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	18:00
95	みんなのみらい保育園 みどりの	下萱丸370番地1	90	879-7080	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:30～ 18:30	9:00～ 17:00	7:00	20:00
901	ケアーズ保育園花畑分園	花畑2丁目10番地7	30	896-6222	産休明け ～2歳		7:15	18:15	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	7:15	18:15
902	香取台どろんこ保育園	島名1813番地1	90	846-0853	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	20:00
903	花の架け橋つなぐ保育園	花室1705	110	898-9820	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	7:00	20:00
904	NOVA パイリಂಗル つくば西平塚保育園	西平塚327番地1	90	875-6831	産休明け ～5歳		7:00	19:30	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	19:30
907	第2つくばスマイル保育園 (令和6年4月開園予定)	小野崎1439番地1	90	第2つくばスマイル 保育園開設準備室 080-9428-0224	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	7:00	20:00
908	エンジェル保育園つくば (令和6年4月開園予定)	谷田部2205番地1	90	エンジェル保育園 0297-52-8225	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:30～ 18:30	9:00～ 17:00	7:00	19:00
909	みどりのみつばし保育園 (令和6年4月開園予定)	陣場F22街区6	90	三星学園本部事務局 04-7128-6181	産休明け ～5歳		7:00	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30
910	東岡保育園 (令和6年4月開園予定)	東岡247番地1	90	知覧中央福祉会 090-1195-8825	産休明け ～5歳		7:30	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30

<注意事項>

- ・わだつみつなぐ保育園分園は、3歳児クラスからわだつみつなぐ保育園で継続入所となります。土曜日は、わだつみつなぐ保育園及びにじの森のつなぐ保育園での保育となります。
- ・わかば保育園分園は、3歳児クラスからわかば保育園で継続入所となります。土曜日は、わかば保育園での保育となります。
- ・わかば保育園分園には駐車場はありません。
- ・青い丘保育園二の宮は、土曜日は、青い丘保育園つくばでの保育となります。
- ・ケアーズ保育園花畑分園は、3歳児クラスからケアーズ保育園で継続入所となります。土曜日は、ケアーズ保育園での保育となります。
- ・かつらぎ第二保育園は、土曜日は、しいの木保育園での保育となります。
- ・花畑保育園・フラワーチャイルド保育園は、土曜日は、つくばこどもの森保育園での保育となります。
- ・みんなのみらい保育園みどりのは日曜保育を実施しています。詳細は施設に直接お問合せください。
- ・土曜日保育の利用可能年齢、1歳未満児の保育時間については、表の情報と異なる場合がありますので、施設に直接お問合せください。

認定こども園

園 番 号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	送迎 バス	平日				土曜	
							開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
24	認定こども園みのり	高崎643番地9	160	873-2540	産休明け ～5歳	あり 3歳児～5歳児	7:00	19:30	8:00～ 19:00	8:00～ 16:00	7:00	19:30
45	すみれ保育園	小野崎311番地1	90	858-1202	産休明け ～5歳		7:00	20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	8:00	17:00
52	豊里もみじこども園	土田13番地34	90	847-2830	産休明け ～5歳	あり 満3歳以上	7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30
53	つくば中央保育園	赤塚480番地7	103	846-1003	産休明け ～5歳		7:30	19:00	7:30～ 18:30	9:00～ 17:00	7:30	18:30
54	成蹊幼稚園	天宝喜663番地	40	873-8251	3・4・5歳児	あり	7:30	18:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	なし	なし
55	認定こども園栄栄幼稚園	松塚667番地	60	857-2231	3・4・5歳児	あり	7:30	19:00	8:00～ 19:00	8:00～ 17:00	7:30	19:00
67	学園の森こども園	学園の森2丁目14番地6	90	896-8270	産休明け ～5歳		7:15	19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30	18:30
68	みどり流星こども園	柴崎818番地1	87	897-3722	6か月～ 5歳	あり 原則1号のみ	7:00	19:00	8:00～ 19:00	8:00～ 16:00	7:00	18:00
90	かやまるこども園	上萱丸154番地1	72	875-5311	6か月～ 5歳		7:00	19:00	7:00～ 18:30	8:00～ 16:00	7:00	19:00

<注意事項> ・認定こども園みのりの土曜保育は、生後20か月を経過した子どものみ利用可能です。

小規模保育事業所

園番号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	送迎バス	平日				土曜	
							開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
62	ラ・フェリーチェ保育園	研究学園5丁目6番地3	19	875-7831	4か月～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	8:00	15:00
63	なかよし保育園	島名2888番地1(万博公園西F30街区)ユートピアフォーリー7A棟1F	19	896-8870	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
64	どんぐり	松塚657番地	18	857-5571	産休明け～2歳	あり満2歳	7:30	19:00	8:00～19:00	8:00～17:00	7:30	19:00
69	しいの木保育園	学園南3丁目24番地7	18	886-3617	産休明け～2歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	19:15
70	YMCAつくばオリーブ保育園	東新井24番地7	19	852-4128	1歳～2歳		7:30	19:00	8:00～19:00	8:00～16:00	7:30	19:00
73	流星の丘保育園	流星台12番地10	19	829-7751	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	8:00	16:00
74	すてっぷ保育園 つくば研究学園	研究学園2丁目21番地1	19	886-3003	4か月～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00 または 8:30～16:30	7:30	18:30
76	はこぶね保育園	倉掛1768番地5	12	893-6531	1歳～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	なし	なし
81	ソシエルみどりの	みどりの2丁目5番地70	19	879-9227	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
82	すてっぷ保育園万博記念公園	島名4064番地1(諏訪C17街区1)	19	875-3700	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00 または 8:30～16:30	7:30	18:30
83	すてっぷ保育園諏訪	島名2302番地(諏訪C12街区20)	19	846-3888	4か月～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00 または 8:30～16:30	7:30	18:30
84	ルンルン保育園春日	春日4丁目26番地3	19	846-3415	4か月～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	19:00
91	キッズハウスゆめの森	手代木2005番地4	12	846-4765	産休明け～2歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	18:00
92	花畑保育園	花畑1丁目9番地2	12	896-8001	産休明け～2歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:30	18:30
93	クローバー保育園	竹園1丁目2番地1 レーベンつくばCORIS101	19	828-6830	産休明け～2歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	19:30
94	小規模保育園 AGRI KIDS PARK	観音台1丁目16番地17	19	846-0606	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00	19:00
96	にじの森のつなぐ保育園	西岡232番地1	19	846-1415	産休明け～2歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	20:00
97	みどりのはっぴー保育園	みどりの中央63番地3	19	836-3881	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30	19:00
98	プチリックつくば千現園	千現1丁目23番地7 青葉ビル1F	19	050-1743-8222	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	7:00	18:00
99	インターナショナルキッズ はるのひ保育園	春日2丁目36番地3	19	875-8739	産休明け～2歳		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
100	スクルドエンジェル保育園 つくば駅前園	吾妻1丁目5番地3トナリエ つくばスクエアMOG2階	19	886-6303	産休明け～2歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	20:00
900	キッズルームさくらみなみ	大角豆377	12	869-5101	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
905	あすとろ保育園さくらの森	さくらの森2番地5	19	886-3015	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	18:00
906	宇宙の杜保育園	妻木16番地1	12	875-5432	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	8:00	16:00
911	松代の森保育園 (令和6年4月開園予定)	松代4丁目8番地12	12	衛吉田建築計画事務所 854-0203	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:00	18:30

＜注意事項＞ ・キッズルームさくらみなみは、土曜日は、土浦市の系列園での保育となります。



[民間保育園・認定こども園・小規模保育事業所]

○**小規模保育事業の連携施設について**：小規模保育事業を利用している場合、3歳児クラスから連携施設に編入できる場合があります。（編入できる人数は施設によって異なります。）詳しくは直接園にお問い合わせください。

・ラ・フェリーチェ保育園 → ラ・フェリーチェ保育園うさぎ組（認可外）
・なかよし保育園 → ぐっどふれんど保育園
・どんぐり、YMCA つくばオリーブ保育園、宇宙の杜保育園 → 認定こども園栄幼稚園
・流星の丘保育園 → 認定こども園栄幼稚園、流星台エンジェル保育園
・しいの木保育園 → かつらぎ保育園
・すてっぷ保育園つくば研究学園 → 東平塚保育園、さくら学園保育園、つくばさくら保育園
・はこぶね保育園 → すみれ保育園、木の間インターナショナル保育園
・ソシエルみどりの → ひまわり保育園、みどりの保育園
・すてっぷ保育園万博記念公園 → アカデミア幼稚園、島名保育園、田中保育園、吉沼保育園、つくばさくら保育園
・すてっぷ保育園諏訪 → アカデミア幼稚園、島名保育園、田中保育園、つくばさくら保育園
・ルンルン保育園春日 → ラ・フェリーチェ保育園うさぎ組（認可外）、流星台エンジェル保育園、しおどめ保育園つくば
・キッズハウスゆめの森 → 島名保育園、つくば白帆幼稚園、松代保育所
・花畑保育園 → フラワーチャイルド保育園
・クローバー保育園 → わだつみつなぐ保育園、花の架け橋つなぐ保育園
・小規模保育園 AGRI KIDS PARK → 島名保育園
・にじの森のつなぐ保育園 → わだつみつなぐ保育園、しおどめ保育園つくば、つくばさくら保育園、認定こども園栄幼稚園、花の架け橋つなぐ保育園
・みどりのはっぴー保育園 → ニチキッズみどりの中央保育園、つくばスマイル保育園
・プチリックつくば千現園 → 田中保育園、島名保育園
・インターナショナルキッズはるのひ保育園 → つくばさくら保育園
・スクルドエンジェル保育園つくば駅前園 → アカデミア幼稚園
・キッズルームさくらみなみ → つくばスワン保育園
・あすとろ保育園さくらの森 → つくばさくら保育園、わだつみつなぐ保育園、花の架け橋つなぐ保育園、認定こども園栄幼稚園
・松代の森保育園 → 島名杉の子保育園

※学園保育園研究学園本園は、令和6年4月からわだつみつなぐ保育園に名称変更予定です。

学園保育園研究学園駅前分園は、令和6年4月からわだつみつなぐ保育園分園に名称変更予定です。

※**連携施設以外の施設を希望する場合は、4月入所の申請手続きをお願いします。**

